

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称
西郷町、布施村、五箇村、都万村

2 地域再生計画の名称
「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン～」
- 観光を機軸に交流・産業を創出するまちづくり -

3 地域再生の取組を進めようとする期間
平成 16年度から約 5年間

4 地域再生計画の意義及び目標

□地域再生計画の背景

隠岐島後 4町村で、「観光を機軸に交流・産業を創出するまちづくり」を必要とする背景には、人口の減少、少子高齢化の深刻化、建設業を中心とした主要産業の活力の低下の主に三つがある。

将来人口推計によると、島後の人口は平成7年を100%とすると、平成27年には、10%減少すると予測される。また、平成7年の年少人口、高齢者人口を100とすると、平成27年にはそれぞれ34%の減少、18%の増加が予測され、少子高齢化はさらに深刻化すると考えられる。建設業の動向をみると、隠岐における建設業の生産額は、平成7年度を100%とすると、平成15年10月現在で約30%の減少となっており、主要産業である建設業の停滞が深刻化している。今後は、公共事業の縮減等によってさらに厳しい状況になることが推測され、新たな産業の柱を構築することが必要不可欠となっている。

そして現在、新たな産業の柱として隠岐の持つ特性を十分に活かす、農林水産業、小売業等への波及効果が高いと考えられる「観光＝交流人口の拡大」に対する期待が高まっており、島根県と隠岐 4島7町村では、「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン」を観光テーマにした取組みが計画され、町村合併が予定されている隠岐島後 4町村の新町建設計画でも「観光を機軸とした交流・産業を創出するまち」が基本方針1つとして確認されている。

また、平成15年度には「自分たちでできることは自分たちで」という観点から官民一体となった「風待ち海道倶楽部」の発足を契機に、「観光振興＝交流人口の拡大」によるまちづくりを目指し、風待ち海道おおぞら市、夢街道ルネッサンスモデル事業、みなとまちづくり事業等の多様な活動が自主的に展開された。

□隠岐島後の特性

「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン」を進めるための隠岐島後の観光に関連する特性を見ると、以下のようなものがある。

豊かな自然環境

山と海が同時に体験できる環境を有する島後 4町村において、豊かな自然を活かした体験型観光プログラムの提供が効果的だと考えられる。

豊富な海産物

岩ガキ、サザエ、松葉ガニ、パイ貝をはじめとした豊富な海産物をできる限り地元宿泊施設及び飲食店で消費できるような仕組みをつくることで、観光客により満足してもらうことができると考えられる。

伝統文化

後鳥羽上皇、後醍醐天皇、牛突きに代表される、古代から伝わる伝統的な史跡・文化を活かしながら観光プログラムを組み、多様化するニーズへの対応策とする。

これらの素材を磨き体験プランとして構築し、さらには個々の素材をトータルコーディネートして商品化することで、ディズニーランドやUSJのように隠岐をまるごとテーマパークと位置づけ、島の「自然、食、歴史」の魅力アップと、都会と隔絶された離島での「癒しの空間」を創出する。

□観光のまちづくりの意義

「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン」の取組みによって、隠岐島後が目指す姿は「観光を機軸に交流・産業を創出するまちづくり」である。観光を前面に押し出したまちづくりを行うことには、大きく次の三点に意義がある。

ふるさと意識の向上

隠岐島後を観光の視点から見つめ直すことにより、住民のふるさと意識が深まり、地域への愛着を持ってもらえる点

観光の産業化による活力創造

観光を前面に押し出し積極的に推進することで、モノやサービス、これを担う人材といった新たな需用の創出による地域活性化への期待が非常に大きくなっている点

自然・文化等の持続的活用

隠岐島後の貴重な歴史・自然・文化資源、住環境等の地域固有の資源の持続的活用という視点が育つ点

観光のまちづくりはひとつの産業振興に留まるものでなく、農林水産業の再活性化や新たな雇用の場の創出、高齢者等のいきがいづくりといったはばひろい経済効果・地域活性化を目指すものである。

□目標

「観光のまちづくり」には、新たな活動・事業を展開することで観光客の満足度を高め、より多くの観光客に来島してもらうことを目指すとともに、住民にとって魅力のある島後、若者・女性にとってやりがいがあり、働きやすい環境を創出することが求められる。

魅力ある島後の創出による人口減少への対策

森林、田園、海岸の修景整備や、中心市街地の活性化対策を行うことで、観光地としてはもちろん、住環境としても魅力のある島後を創出・形成し、深刻化する人口減少傾向への対策とする。

若者、女性への人材育成支援による少子高齢化への対策

朝市の開催や地産地消の推進により、農林水産業や地場産業と観光を有機的に連携させることで、それぞれの産業の持つ魅力を高め、若者や女性の雇用につなげる。また、若者、女性を中心とした人材育成支援を行うことで、やりがいを持って働ける環境を創出する。

観光の産業化による活力低下への対策

個々の観光ニーズに対応できる体験プランの設定や、エコツーリズム等の新たな観光商品の開発により、「島まるごとテーマパーク」プランを推進し、戦略的に隠岐への来島者を増やすことで、島内の各種産業への波及効果を高め、産業停滞への対策とする。

□地域再生計画の活用(手段)

隠岐島後の玄関口である西郷港及び周辺施設では、朝市の実施等地域の活性化に資するイベントが開催されてきた。今後も官民が一体となった新たなイベント等の開催が予想されるなか、道路使用許可及び占有許可の円滑化が図られれば、「観光＝交流人口の拡大」や地域活性化に寄与する取組みが推進されることが期待される。

島内外の多くの人々が集まる隠岐島後の玄関口である中心市街地は、観光と連携した商業空間である必要がある。標識、サイン等のデザイン様式を統一化することで「島まるごとテーマパーク」プランを推進しながら、街並みに一体感を持たせ、回遊性の向上や商店街への流入促進により、中心市街地の活性化を図り、地域住民や来訪者が快適に過ごせる空間を創出する。

隠岐島後の豊かな海と森林を守り育てることは、観光での景観資源を保全するだけでなく、自然生態系を保全し、豊富な水産資源の供給を保障することにもなる。隠岐島後産の木材を利用した漁礁を整備し、それを地域の海で活用することで島内の各種産業が有機的に連携することとなり、若者の雇用創出が期待される。

「島まるごとテーマパーク」の観光プランを推進するには、体験プランを構築し、これらをコーディネートする「人材育成」と、観光商品を有効に売り出し観光客を誘致する「情報発信」が必要である。また、エコツーリズム等の新たな観光商品を開発するには、そのルールづくりへの支援が必要である。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン」の取組みにより、観光目的の来島者数が現状（平成15年度値）の約16万2千人（隠岐諸島全体）から3年後の目標値を約18万2千人（12.3%増）と設定し、オフシーズン（10月～4月）を中心に2万人の増客対策を行い観光シーズンの期間延長によりオールシーズンの増客につなげていく。

通年型の観光への転換は、観光産業従事者の雇用の安定や島内流通の維持拡大をもたらすだけでなく、ガイド、飲食店、みやげ物店、第一次産業従事者等、観光を中心として多様な分野への経済的効果が期待される。

平成15年度値は隠岐観光協会調べによる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- 230001 道路使用許可・道路占有許可の手續改善
- 210004 林業・水産業等の連携
- 212016 「『地域一観光』を推進する『ひと』『情報』の充実
- 212029 道路占有における「市町村推奨ルール」の導入
- 230007 案内標識に関するガイドラインの策定
- 213004 エコツーリズムに対する支援

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

国の他の支援による取組み

隠岐島後の各町村で「観光＝交流人口の拡大」を進める自主的で多様な取組みを、国の行うモデル事業等に申請していく。

（例）観光交流空間づくりモデル事業」

「多様な主体の参加と連携による活力のあるモデル事業」

島根県の支援による取組み

隠岐7町村では、島根県の支援により「島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン」を観光テーマにし、競争力のある観光地の創出に向けて、観光商品の開発や観光地の魅力向上を図る「観光トップブランド創出事業」を平成16年度から3年間取組んでいく。

今後追加を予定している支援措置による取組み

212028：まちづくり交付金の創設

西郷港周辺整備、空き店舗の利用拡大等の中心市街地の活性化

10401：公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

10402：公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

10801：補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

少子化により学校統合で廃校となった公立学校の、観光交流、地域コミュニティ、社会福祉等の複合施設への転用

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

風待ち海道倶楽部

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

風待ち海道倶楽部が主体となり、観光協会、生産者、農協、漁協等との連携により事業を推進する。

(2) 実施場所

隠岐郡西郷町大字西町八尾地内国道 485号線他

(3) 実施期間

平成 16年 5月 ~

(4) 実施内容

隠岐島後の活性化と観光振興を目的として、今まで、隠岐しげさ踊りパレード、御霊会風流、夏まつり、秋まつり等の、島の玄関口である西郷港につながる国道 485号線等を通行止めとした定期的なイベントや、継続的で反復的な行事が行われてきた。また、新たに風待ち海道倶楽部あおぞら市や風待ち海道オープンカフェの取組みが検討されている。(参考資料 参照)

民間事業者等による多様な経済活動が促進され、地域の活性化や交流人口の拡大につながるように、地域のなかで年間行事として確立しているイベントや地域の合意に基づいて継続的かつ反復的に街の賑わいを目的とした行事を行う際に、道路使用許可に関し一層弾力的な運用が図られるよう 今後は発出される通達の内容に基づいて取組んで行く。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可 道路占用許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

風待ち海道倶楽部

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

風待ち海道倶楽部が主体となり、観光協会、生産者、農協、漁協等との連携により事業を推進する。

(2) 実施場所

隠岐郡西郷町大字西町八尾地内国道 485号線他

(3) 実施期間

平成 16年 5月 ~

(4) 実施内容

隠岐島後の活性化と観光振興を目的として、今まで、隠岐しげさ踊りパレード、御霊会風流、夏まつり、秋まつり等の、島の玄関口である西郷港につながる国道 485号線等を通行止めとした定期的なイベントや、継続的で反復的な行事が行われてきた。また、新たに風待ち海道倶楽部あおぞら市や風待ち海道オープンカフェの取組みが検討されている。(参考資料 参照)

民間事業者等による多様な経済活動が促進され、地域の活性化や交流人口の拡大につながるように、地域のなかで年間行事として確立しているイベントや地域の合意に基づいて継続的かつ反復的に街の賑わいを目的とした行事を行う際に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要な場合に一括申請できるようになれば、申請主体の負担が軽減されることから、今後は発出される通達の内容に基づいて取組んで行く。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

210004 林業・水産業等の連携

2 当該支援措置を受けようとする者

西郷町豊かな海と森林を育む協議会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

西郷町農林課・ふるさと振興課を事務局とし、行政・林業者・漁業者・地域住民が一体となり事業を推進する。

(2) 実施場所

西郷町内、隠岐島後地域

(3) 実施期間

平成16年 6月から 5年間

(4) 実施内容

「島まるごとテーマパーク」―観光のまちづくり―を進めるうえで、隠岐島後の森林と海岸は癒し与える景観としてなくてはならないものである。また、豊富な水産資源は「食」という観光素材として定着している。

このようななかで、林業、水産業が連携することで、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境改善に係る施策を一体的に実施することにより、川上から川下に至る自然生態系等を保全するとともに、漁場等の整備において間伐材等の木材利用を促進することを目的とし、林業振興・水産振興に関する下記の施策、事業等について協議検討する。

豊かな海と森林を育む取組み

林業者、漁業者、地域住民が一体となって、林業の植林体験、間伐等の保育施業体験等の森づくり活動や水域環境の保全活動、放流事業等の豊かな海づくり活動を実施。

間伐材等活用検討

地域で産出される間伐材等の木材資源を、魚礁だけでなく魚港環境整備、漁業集落環境整備等に有効に活用するための検討を行う

間伐材魚礁活用検討

間伐材魚礁の活用方法について検討する。(稚魚の育成礁、観光資源としての活用等)

予定される事業(参考資料 参照)

○流域公益保全林整備事業:平成 16年度～平成 18年度

事業内容:拡大造林7.5ha、下刈20ha、除間伐89.5ha、枝打3.75ha、管理道 L=1,202m

○森林資源管理特定課題タスクフォース事業:平成 16年度～平成 19年度

事業内容:間伐を促進するため、森林所有者や漁業関係者に森林整備の重要性を普及啓発するとともに、間伐材集出荷システムの円滑な運用を推進する

○漁港漁場機能高度化事業:平成 16年度～平成 20年度

事業内容:間伐材魚礁の設置 50基

○漁業集落環境整備事業:平成 17年度～平成 21年度

事業内容:漁業集落道道路整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備
防災安全施設整備、緑地・広場施設整備

注 支援措置ごとに作成すること

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212016 「一地域一観光」を推進する『ひと情報』の充実

2 当該支援措置を受けようとする者

隠岐観光協会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

隠岐観光協会を事務局とし、各島観光協会、輸送機関、宿泊施設等との連携により事業を推進する。また、住民グループ等との協働による体制整備を図る。

(2) 実施場所

隠岐島全域

(3) 実施期間

平成16年4月1日～平成19年3月31日

(4) 実施内容

『島』の雄大な自然と独自の伝統文化は魅力であり、都会との隔絶による非日常感が『癒し』効果と感動を与えることができる。また、隠岐4島はそれぞれ独自の景観や歴史を持ち競って素材づくりや体験プラン構築に取り組んできた。これらの複数観光商品を組合せ、『島まるごとテーマパーク～島ならではの体験ゾーン～』を観光テーマにし隠岐4島の特色を活かした『歴史・自然・食』の体験プランを設定や、気楽に行ける『隠岐の島』を演出する島根県の『観光トップブランド創出事業』に取り組む。

そのために、観光客のニーズに対応する観光商品開発者、交流型観光ガイド、これらをコーディネートする人等の、魅力的な観光地づくりの核となる人材の育成を平成16年度において、国の支援措置を活用し、図っていくとともに、観光地づくり・観光客の利便性に資する情報提供を受け、全国の事例を参考にしながら、新たな交流プランの発掘、関東・関西圏域への宣伝強化、テーマパーク入口としての組織強化等に取り組んでいく。(参考資料 参照)

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212029 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

2 当該支援措置を受けようとする者

風待ち海道倶楽部

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

風待ち海道倶楽部が主体となり、観光協会、生産者、農協、漁協等との連携により事業を推進する。

(2) 実施場所

隠岐郡西郷町大字西町八尾地内国道 485号線他

(3) 実施期間

平成 16年 5月 ~

(4) 実施内容

隠岐島後の活性化と観光振興を目的として、今まで、隠岐しげさ踊りパレード、御霊会風流、夏まつり、秋まつり等の、島の玄関口である西郷港につながる国道 485号線等を通行止めとした定期的なイベントや、継続的で反復的な行事が行われてきた。また、新たに風待ち海道倶楽部あおぞら市や風待ち海道オープンカフェの取組みが検討されている。(参考資料 参照)

民間事業者等による多様な経済活動が促進され、地域の活性化や交流人口の拡大につながるように、地域のなかで年間行事として確立しているイベントや地域の合意に基づいて継続的かつ反復的に街の賑わいを目的とした行事を行う際に、国道・県道の道路占用許可申請に関し、町村の意見を尊重して道路占用許可の判断を行う新たな仕組みが導入されるよう 今後は発出される通達の内容に基づいて取組んで行く。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230007 案内標識に関するガイドラインの策定

2 当該支援措置を受けようとする者

西郷町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

西郷町が主体となり、島後地区の他村（都万村・五箇村・布施村）との連携により事業を推進する。

(2) 実施場所

島後地区全域

(3) 実施期間

平成16年6月～平成19年3月

(4) 実施内容

隠岐は、大山隠岐国立公園に指定されるなど、非常に美しい海岸・山林等の自然が多く残る地域であり、特に西郷港周辺は江戸時代に北前舟の風待ち港として栄えた地域である。平成14年度に国土交通省中国地方整備局が行う『夢街道ルネサンス』において、『風待ち海道』として認定されたことを契機として歴史・文化・自然を活かした地域づくりに取り組んでいる。その活動の一環として北前舟をモチーフとした案内看板・案内サインの設置を行っているが、『島まるごとテーマパーク』―観光のまちづくり―を進めるうえで、『観光活性化標識ガイドライン』に沿って、各事業実施主体が景観に配慮した案内標識等の整備を行うことにより、より統一的な並み整備が進み、観光振興や中心市街地の活性化にも役立つものと考えられる。（参考資料 参照）

別紙

1 支援措置の番号及び名称

213004 エコツーリズムに対する支援

2 当該支援措置を受けようとする者

風待ち海道倶楽部

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体

風待ち海道倶楽部が中心となり、隠岐観光協会・隠岐島の町村観光協会等の観光関係者、隠岐自然クラブ・山野草の会等の自然保護愛好者、隠岐海洋自然館・教育委員会等の有識者、及び隠岐島の町村が一体となって事業を推進する。

(2) 実施場所

隠岐全域

(3) 実施期間

平成16年6月～平成19年3月

(4) 実施内容

隠岐は、大山隠岐国立公園に指定されるなど、非常に美しい海岸・山林等の自然が多く残る地域である。これら自然の財産を保護しつつ、観光、エコ教育、環境イベント等に役立ち、『来島者と住んでいる人々との隠岐の持つ価値の共有化』を目標に、国のまとめたマニュアルやツアー情報の提供を受け、持続性の高い交流を創出するエコツーリズムを推進する。(参考資料参照)

地元のプライドづくり

～住んでいる人自身の隠岐の価値の認知～

- 地域住民が主体となって、自然資源・歴史資源・民俗資源の調査を行い環境情報図(ガイドブック)を作成する。
- 環境の保全と再生が可能なツーリズムのルールを設計する。

地元の受け入れ態勢の整備

～ガイド・宿泊施設・コースの整備～

- 専門講座や企画講座の開催により、インタープリターやスペシャリストを養成する。
- 自然、歴史、食、宿が一体となったツアー商品を企画し、個々のニーズや季節に応じたプランを作成する。

地元への経済還元の仕組みづくり

～地域の人材が活用できる仕組み～

- 利益の一部を自然環境資源の保全・再生やガイドの養成等に役立て、継続可能なツーリズムとするための資金分配の方法を検討する。
- 観光関係者との連携により情報提供を推進する。